

高等学校、大学等における期日前投票促進法案

【新規立法】

<立法の背景・趣旨>

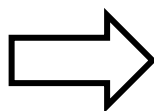
選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、高等学校、大学等に期日前投票所が設けられる例が増えてきたが、当該高等学校、大学等が所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない生徒又は学生である選挙人等は投票できないことが一般的である。また、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所もなお少数にとどまっている。

→ 当該期日前投票所において当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない生徒又は学生である選挙人等ができる限り投票できるようにするための措置等について検討する必要がある。

政府は、公職の選挙に関し、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

現 行

- ・ 高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において、その所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない生徒又は学生である選挙人等は投票できないことが一般的
- ・ 高等学校、大学等に設けられる期日前投票所がなお少数にとどまっている



検討の対象

左記の期日前投票所において左記の選挙人等ができる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について検討する